那覇市立小中学校安心安全防災システム導入事業
入札条件

1　購入物品　緊急地震速報システム（以下「本システム」という）一式

2　物品内容　地震動予報業務許可事業者が提供する地震、津波情報を受信し、校内放送設備を自動制御することにより、緊急地震速報ならびに津波情報を短期間に施設内に知らせ、また同時に携帯無線機に知らせる機能を有するもの。

3　設置期間　納期　平成２６年１月３１日（金）
　保守期間　納期の翌日より５年間
※納品日程については学校、学務課と調整を行なうこと。

4　設置場所　別紙「設置場所一覧」のとおり
仕様に従い、決められた納入場所・期限までに、即時使用可能な状態にして納入すること

5　数量
（1校あたり）

品名	小学校	中学校	城北中 若夏分校	那覇市 教育委員会
緊急速報受信システム （緊急地震速報受信端末） （校内放送接続用機器） （携帯無線機向け送受信機） （非常用電源装置）	1	1	1	1
携帯無線機	12	5	3	1

6　設置および調整
1 必ず現地の状況を調査したうえで必要な調整及び設置、接続を行なうこと
2 作業は原則として平日午前９時から午後４時３０分の間に行なうこと
3 納品日程については学校、学務課と調整を行うこと
4 設置のために学校施設に手を加える必要がある場合は、事前に学務課と打ち合わせること
5 設置のための加工等は最低限必要な範囲にとどめ、
それ以上の傷等を付けた場合は原状回復すること
6 梱包材や設置に伴って発生した廃棄物等はすべて回収し、法令に基づく処分を行なうこと
7 児童・生徒ほか、施設利用者の安全に配慮すること
8 教育活動に影響を与えないように配慮すること
9 保証書は学務課に提出すること
１０ 設置後、那覇市教育委員会（以下、市教委）職員立会いのもとで確認作業を行なうこと
１１ 機器は原則として事務室、職員室、放送室のいずれかに設置すること
１２ 本契約で設置する機器、ケーブル類の所有権は那覇市に帰属する
ただし、特段の事項がある場合はこの限りではない
１３ 搬入及び設置、接続、調整等にかかわる一切の経費は本契約に含むものとする

7　特記事項
本事業は議会に付すべき財産取得のため入札後に仮契約を締結し、議会の承認を得たあと本契約となる。議会の承認が得られなかった場合は、仮契約は無効となるため本件了承の上、入札へ参加すること

8　質疑応答
本件への質疑については説明会終了後から平成25年8月22日（木）正午まで電子メールにて受け付けます。質問への回答については、平成25年8月22日（木）17時までに、全入札参加業者に返信します。入札参加の有無について、平成25年8月23日（金）12時までに全社下記アドレス（宮里宛）へメールにて報告してください。
なお、他の方法による質問受け付け、回答は一切行いません。また質問受付期限は時間厳守とし、期限を過ぎた場合は一切受け付けませんのでご注意ください。

連絡先
〒900-8553　那覇市泉崎1-1-1　那覇市庁舎　11階
那覇市教育委員会　学務課　振興グループ
TEL　917-3505　　FAX　917-3380
担当：　宮里政岳　65579masa@city.naha.lg.jp

9 仕様内容

分類	内容
緊急速報受信機能	高度利用端末であること
	緊急地震速報（予報／業）または予報資料等を端末に配信する事業者が提供する情報を受信できること
	現地演算方式であること
	気象庁の「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」の平成25年8月8日現在における最新版に記載されている「端末利用者が施す措置の一覧」のうち、［A機械・館内放送設備等の自動制御　館内放送　その他］の項目に記載されているなかで、基本的な事項に準拠していること
	同ガイドラインの「端末利用者が施す措置の一覧」への対応状況を記載した「対応表」を任意の様式で作成し、機能等証明書に添付し提出すること
	気象庁が実施する訓練報を受信する機能を有し、また、報知するかどうかの設定を端末ごとに行なえること
	緊急地震速報受信端末が、気象庁が提供する津波情報を受信する機能を備えること
	津波情報は、那覇市を含む沖縄本島地域（気象庁津波予報区コード番号「C0800」）を利用すること
	各受信機ごとに津波情報を報知するか否かについて個別に設定できること
	緊急地震速報等を受信するためのルーター・ハブ等は既存のものを使用すること
	緊急地震速報受信端末が正常に稼働しているかの死活監視を行なうこと
	緊急地震速報受信端末から校内放送設備及び携帯無線機への接続に異常が無いことを随時確認できる仕組みを有すること
	気象庁等が誤った緊急地震速報を発表し、気象庁等が当該速報を取り消した場合は、当該速報が取り消したことを報知する機能を有すること
無停電化	各設置場所へ、外部からの電力供給が途絶えても、緊急地震速報を受信して携帯無線機に知らせる機能が6時間以上正常に稼働するよう、非常用電源装置をそなえること
	非常用電源装置にはリチウム系バッテリーを使用すること
配信	再配信サーバー等を設置する場合は、修理費・交換費等は受注者負担で行なうこと
	情報配信において学校のネットワーク設定を変更する必要がある場合は、学務課及び関連機関と十分協議すること
放送	既存の校内放送設備を自動起動し、緊急地震速報等を報知音および音声で出力できること
	市教委から依頼が有る場合に、自動放送を行なう震度を随時設定変更できること
	緊急速報受信システムと携帯無線機とが連携し、緊急地震速報等を一斉に知らせることが可能であること
	本システムにおいてNHKチャイム音を使用する場合は、チャイム音使用に係わる覚え書きをNHKと取り交わしておくこと

携帯無線機選定条件

携帯無線機として用いる携帯無線機の価格には下の周辺機器及び諸条件を加味すること
・本体
・ベルトクリップ
・バッテリーパック
※選定機器に対応するなかで、最も長時間稼働するものであること
・充電器
※家庭用電源で使用できること
・アンテナ
※選定機器に対応するなかで、最も長距離で通話できるものであること

その他諸条件

分類	内容
市教委と各学校の通信	市教委（那覇市新庁舎11階）と小学校、中学校、城北中学校若夏分校（以下、各学校）の間で通信できるようにすること。そのために必要な機器の設置に必要な費用も含むこと
	市教委と各学校の間の通話手段は、電話のような個別形式ではなく、トランシーバーのように一斉送信が可能な形式とすること
	各学校に配置する携帯無線機には、市教委と送受信できる端末をそれぞれ2台以上含めること
携帯無線機	緊急地震速報受信システムから送信された緊急地震速報の音声を受信できるように設定すること
	平時は各設置場所に設置された携帯無線機どうしの交信が可能であること
	各学校に配置する携帯無線機は、当該学校の敷地内および施設の全エリアで相互に通信が可能であること
	携帯無線機から既設の校内放送設備を利用し拡声できること
	チャンネル割当について、落札業者は妨害波等の調査を行い、近隣校や周辺地域などと可能な限り混信の無いように設定すること
	デジタル変調機能を有する場合、緊急地震速報に含まれるNHKチャイム音などはデジタル変調により聞き苦しくなる恐れがあるため、これを回避する対策を施すこと
	本システムにおいてNHKチャイム音を使用する場合は、チャイム音使用に係わる覚え書きをNHKと取り交わしておくこと
	本体は、日本工業規格指定の耐塵規格（JIS保護等級5）および防浸規格（JIS保護等級5）相当の製品であること
	家庭用一般電源（AC100V）で充電できること。また、過充電防止機能を備えること
	想定されている最大出力に設定した際、受信5、送信5、待機90の割合になる使用環境において、使用可能時間が10時間以上であること
	上記の状態で付属アンテナ、コネクタカバー等を装着した際の重量が400g以下であること

分類	内容
無線の申請	簡易無線で入札に臨む場合は「免許局」を使用し、また免許局申請等、運用に必要な手続きを受注者が行なうこと
情報配信料	保守期間中は無料とすること
機器設置	機器の性能を最大限に発揮するよう、設置場所を十分吟味してから設置作業を行なうこと
	緊急地震速報受信端末をはじめとした固定物品は、地震による転倒や脱落が起きないよう十分留意して設置すること
	機器設置場所の選定、機器の搬入・設置・梱包材の処理等に係る費用も入札費用に含むこと
保守	緊急地震速報端末と無線端末は、それぞれのメーカー又は代理店等の直営若しくは関連会社のメンテナンス拠点が県内にあること
	製品保証期間を最低5年とし、機器等に故障が生じた場合に無料修理または交換すること。バッテリー類については、保証期間中に求められる性能を下回った場合は、それぞれ1回を上限として交換に応じること
	保守受付は24時間365日可能であること。また、複数の緊急連絡先を機器へ貼り付けるなど、速やかな連絡が出来るようにすること
	保守相談受付後、すみやかに訪問修理を行ない機能修復を図ること。現場での修理が困難な場合は直ちに市教委に連絡し、修理中は代替機を設定するなど、本システムの機能の速やかな維持と回復を図ること
	保守期間終了後も、本システムの機能維持・管理について助言を行なうこと
その他サポート	機器設置後、各設置場所において機器の仕様や操作方法の説明を行なうこと
	改築等でやむなく機器の移動を行なう場合があることを了承すること
	保守期間中は端末の利用方法に関する助言を行なうこと
	配信事業者と互換性のある端末であること
	予報業務許可事業者の端末と互換性のある配信手段であること
	気象庁が発表する緊急地震速報や津波注意報・警報の内容に変更があった場合は直ちに本システムにも反映させること
	その他、本システムの機能を維持するのに必要なサポートを行なうこと

10 提出書類

入札に先立って、下の書類を学務課に提出すること
各提出書類には作成者を明記すること

書類審査の結果、本システムで必要とされる性能を満たしていないと判断された場合は入札に参加することが出来ないので注意すること

1 機器性能証明書（学務課様式）
2 使用機器の性能が確認できるカタログ（写し可）
3 気象庁ガイドライン適合状況対応表
4 システム構成概念図
5 地震速報等受信ネットワーク仕様書
※契約予定の「地震動予報業務許可事業者」の名称、データ受信に必要なポート数、データセンター（再配信サーバー）設置場所所在地等を明記すること
6 入札保証金納付を証する領収書（写し）
※入札保証金免除対象となる場合はそれを証する保険証書や、契約書の写し

提出期限
平成25年8月26日（月） 午後3時 ※期限厳守
※FAX可 ただし、FAX提出の場合は後日原本を提出すること（郵送可）

提出先
〒900-8553 那覇市泉崎1-1-1 那覇市庁舎 11階
那覇市教育委員会 学務課 振興グループ
TEL 917-3505 FAX 917-3380
担当： 宮里政岳 65579masa@city.naha.lg.jp

※学務課窓口に直接提出すること
（1階の時間外窓口等、他の部署では一切対応いたしません）

仮契約後は下の書類を学務課に提出すること
各提出書類には作成者を明記すること

1 設置作業工程表
2 設置作業組織構成表
3 保守態勢構成表
4 保守連絡先一覧表

機器設置後は下の書類を学務課に提出すること
各提出書類には作成者を明記すること

1 施設別設置状況一覧表
2 各設置場所ごとの納品状況がわかる画像
（データ提出可 その場合、JPG形式で保存し、CD－ROMで提出すること）
2 機器保証書
3 機器取扱説明書（各設置場所にも提出すること）
4 無線機等の各種届け出、許認可関係書類一式
5 NHK放送音の使用に係わる覚え書き（写し可）